

□11月5日主日礼拝説教短縮版(隅野徹牧師)

「国籍は天にあり」(フィリピ3:17～21)

21節に注目しましょう。この節では特に、栄光の体ということが教えられています。わたしたちそれぞれがキリストに相まみえるその日、わたしたちもキリストと同じ復活の体が与えられるのだ、という希望の約束が語られているのです。聖書は「キリストの、万物を支配下に置くことができる力によって、わたしたちの卑しい体は、キリストの栄光あるからだと同じ形に変えてくださるのです」と言います。

イエス・キリストは神の御子でありながら、人間を罪から救い出すために、人間の弱い肉体をまとしてこの地上を歩まれました。わたしたちと同じ肉の体を持たれたことによって、苦しみ、悩み、悲しみも味わいながらキリストはこの世を生きて下さったのです。キリストはわたしたちの罪を担い、苦しみながら十字架で死なれましたが、この方を神が復活させて下さったのです。そのことによってわたしたちもキリストと同じ復活の命、汚れの一切ない、天で生きる栄光の体になることができるようになったのです。わたしたちもキリストに結ばれて永遠の命にあずかり、復活してキリストの栄光の体に変えられる…そのような約束が与えられていることを、フィリピ書3章21節は力強く教えているのです。

この21節の内容と、20節の「私たちの国籍は天にあるのだ」という教えを合わせて読むとき、さらに大切なことが見えてきます。わたしたちの国籍が天にあり、わたしたちの卑しい体がキリストによって、キリストと同じ栄光の体に変えられるという希望を通して、わたしたちには、この地上の目に見える現実を超えた未来がある、というメッセージを受け取ることができます。わたしたちは地上の歩みを終えて、肉体が朽ちて、無に帰すのではなくて、国籍がある天に帰り、神の栄光のみもとに受け入れられ、キリストと相まみえることができるのです。(終)